# 税務相談室

## 所　得　控　除

北海道医師会顧問税理士　中村（なかむら）　孝一（こういち）

**質問１**　歯の治療費の中には保険のきかない自由診療によるものなど治療費代が高額になることがありますが、どのような治療が医療費控除の対象となるのでしょうか。

**回　答**　歯科医師による診断又は治療の対価で、その病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額が医療費控除の対象となります。

歯の治療については、保険のきかないいわゆる自由診療によるものや高価な材料を使用する場合などがあり、治療代がかなり高額になることがあります。このような場合、一般的に支出される水準を著しく超えると認められる特殊なものは医療費控除の対象となりません。

しかし、現在では、金やポーセレンなどの材料を使用した歯の治療は一般的な治療として普及していますので、これらを使った治療の対価が高額になったとしても医療費控除の対象になります。

また、発育段階にある子どもの成長を阻害しないようにするために行う不正咬合の歯列矯正のように、歯列矯正を受ける人の年齢や矯正の目的などからみて歯列矯正が必要と認められる場合の費用は医療費控除の対象となります。

ただし、同じ歯列矯正でも、容ぼうを美化するための場合は治療行為とは認められませんので、その費用は医療費控除の対象にはなりません。

そのほか、直接の治療費ではありませんが、治療のための通院費も医療費控除の対象となります。特に小さいお子さんの通院には、付添が必要なときなどがありますので、その場合は付添人の交通費も通院費に含まれます。通院費は、診察券などで通院した日を確認できるようにしておくとともに金額も記録しておくようにしてください。

通院費として認められるのは、いわゆる電車やバスなどの交通機関を利用したときの運賃として支出されるものです。自家用車で通院したときのガソリン代や駐車場代といったものは医療費控除の対象になりませんので注意が必要です。

なお、医療費控除を受ける場合の計算においては、その年分の１月１日から12月31日までに支出した合計額となりますので、年をまたいで長期に及ぶ治療では実際に支出した年分に分けて申告する必要があります。


## 北海道医報年間購読のご案内

北海道医師会では北海道医報の定期購読を希望される方に、年間購読のご案内をしております。ご希望の際は下記までお問い合わせください。

**購読料金**：3,300円（税込）
**購読期間**：年度ごと　４月～翌年３月までの１年間
**募集対象**：医療機関、医療関係団体や法人、または個人
**支払方法**：指定の口座への振込または郵便振替
**問い合わせ先**：北海道医師会　事業第一課
TEL 011-231-7661　FAX 011-241-3090　E-mail ihou@m.doui.jp